

公共工事の施工時期の平準化に 向けた取組について

令和2年6月30日
国土交通省・総務省

公共工事の施工時期の平準化に向けた取組

これまで講じた取組

1～3月

- 地方公共団体に対し、取組推進に向けた課題等のヒアリングの結果、社会資本整備総合交付金の交付決定の時期が遅い等の声が多く聞かれたことを受け、令和2年3月31日付で、交付金に係る早期交付着手申請の活用等について、国土交通省と総務省の連名で、都道府県等に対して通知を発出

4月

- 入契調査等を踏まえ、他の団体との比較を通じ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表

〔※すべての地方公共団体における平準化率を公表するとともに、ゼロ債務負担行為や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的な取組状況をデータ化して公表〕

- 「見える化」結果を反映し、地方公共団体の優良事例について、「さしすせそ事例集」を改訂

〔※新たに町レベルの優良事例を追加するとともに、優良地方公共団体における設定金額や割合など具体的数値を示しながら、類似の地方公共団体の取組をより参考にしやすいよう内容を充実〕

5月

- 「見える化」の公表に伴い、他の地方公共団体の進捗や取組状況を参照し、平準化に関する取組をより一層推進するよう、国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請

- 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する全国統一指標として、地域平準化率※(施工時期の平準化)を決定・公表

〔※国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した地域ブロック単位・県域単位の平準化率
(地域発注者協議会において、地域ブロック・県域ごとの目標値を設定し、各発注機関別の平準化率を併せて公表)〕

6月

- 「見える化」で判明した、特に平準化が進んでいない人口10万以上の市(136自治体)に個別にヒアリングを実施し、取組の改善状況や課題を聴取

【平準化「見える化」結果】人口10万以上の市の現状

- ①平準化率が0.5を下回る団体は112団体で、地域によっても差。地域ごとに取組を促すことが重要
- ②平準化に向けた債務負担行為の設定等の取組を何ら実施していない団体は43団体あり、特に改善を促す働きかけが必要

※地方公共団体における平準化率の状況（R2.4）より
人口10万以上の市（指定都市を除く262団体）を対象に絞り込み

[illegible]

①

②

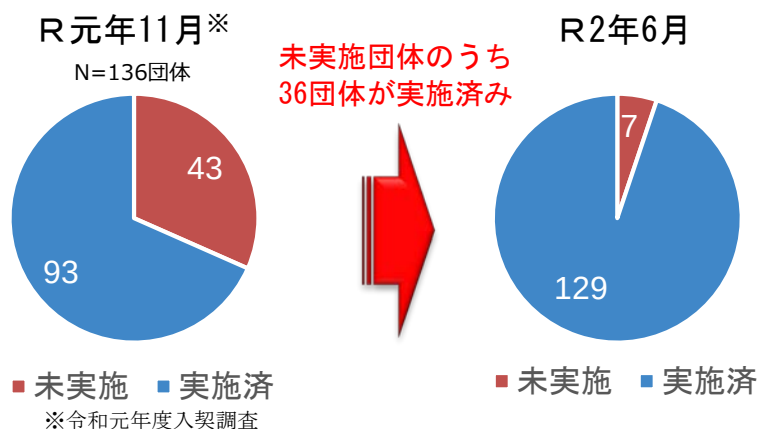
「さしすせそ」
取組未実施
の団体

	北海道・東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州・沖縄
「さしすせそ」 取組未実施 の団体	宮城県 大崎市 岩手県 奥州市	東京都 東村山市 茨城県 取手市 埼玉県 朝霞市 山梨県 甲府市 東京都 中央区 埼玉県 三郷市 東京都 西東京市 千葉県 習志野市 東京都 大田区 東京都 江東区 東京都 青楊市 茨城県 筑西市 栃木県 栃木市 神奈川県 座間市		愛知県 西尾市 静岡県 富士宮市	福井県 福井市 大阪府 八尾市 大阪府 東大阪市 兵庫県 西宮市 兵庫県 川西市 大阪府 箕面市 奈良県 奈良市 大阪府 泉佐野市 大阪府 河内長野市 兵庫県 尼崎市 大阪府 富田林市 兵庫県 伊丹市 大阪府 羽曳野市 大阪府 岸和田市 大阪府 池田市	山口県 防府市 山口県 岩国市	香川県 丸亀市	福岡県 春日市 宮崎県 延岡市 沖縄県 浦添市 長崎県 諫早市 福岡県 筑紫野市 佐賀県 唐津市 大分県 別府市

平準化が進んでいない全国136市のヒアリング状況(概要)

- 「見える化」で判明した、特に平準化が進んでいない人口10万以上の市(全国136団体)に個別にヒアリングし、取組の改善状況や課題を聴取(6月上中旬)
- 昨年秋の調査時点以降、更なる要請も踏まえ、平準化の取組の未実施団体(43市)のうち、36の団体が改善済み、残りの未実施団体(7市)も概ね前向きな方針を表明。

「さしすせそ」の取組が未実施の団体



未実施団体(7市)で聞かれる前向きな声(例)

- ・国からの要請通知を活用し、財政・工事事務局や議会に対して、平準化取組の必要性を説明する。
- ・「さしすせそ」事例集を活用し、県や近隣市の取組を参考にして制度導入の準備を進めたい。
- ・令和3年度以降の予算で債務負担行為が設定できるよう、内部調整を進める予定。

平準化の取組に関する主な課題

- 財政部局や議会の理解がなかなか進まない
 - ・単年度予算の考えが根強く、早期の繰越は理解が得られにくい
 - ・繰越が良くないとの意識 等
- 交付金の決定時期が遅く、早期発注が進みにくい
 - ・交付決定後に契約事務を進めるため、第一四半期での契約はハードル
 - ・予算が100%付く保証がないため、ゼロ債の活用に支障 等
- 事業部局や他部局との連携が必要
 - ・病院、上水道、農業土木など土木部門以外の工事が多く、連携が必要 等
- 小規模な工事が多く、平準化の実態把握が困難
 - ・500万円未満の小規模工事も多く、それらも反映する必要 等
- 技術職員のノウハウや人員の不足
 - ・世代交代や人員削減により熟練の技術職員が不足している 等
- 地域特有の事情により施工時期が制限される
 - ・耕作時期や観光シーズンは工事ができない。河川工事では時期が制限 等
- その他
 - ・地方自治法上、市では1.5億円以上の工事の契約に議会の議決が必要であり、ほとんどが9月議会に諮ることになる 等

「見える化」・個別ヒアリングの結果を踏まえた取組の加速化

- 全ての地方公共団体に対し発注者の責務として施工時期の平準化を進めるよう、取組を加速化
- 新たに、「見える化」の結果を踏まえ、「地域平準化率」の達成目標を設定し、目標達成に向けて、進捗状況の管理・公表を進めるとともに、個別ヒアリングの結果を踏まえ、債務負担行為等、平準化の取組を何ら実施していない団体を中心に、個別の事情を踏まえつつ改善状況をフォローアップ

会議等を通じた全体的な取組の底上げ

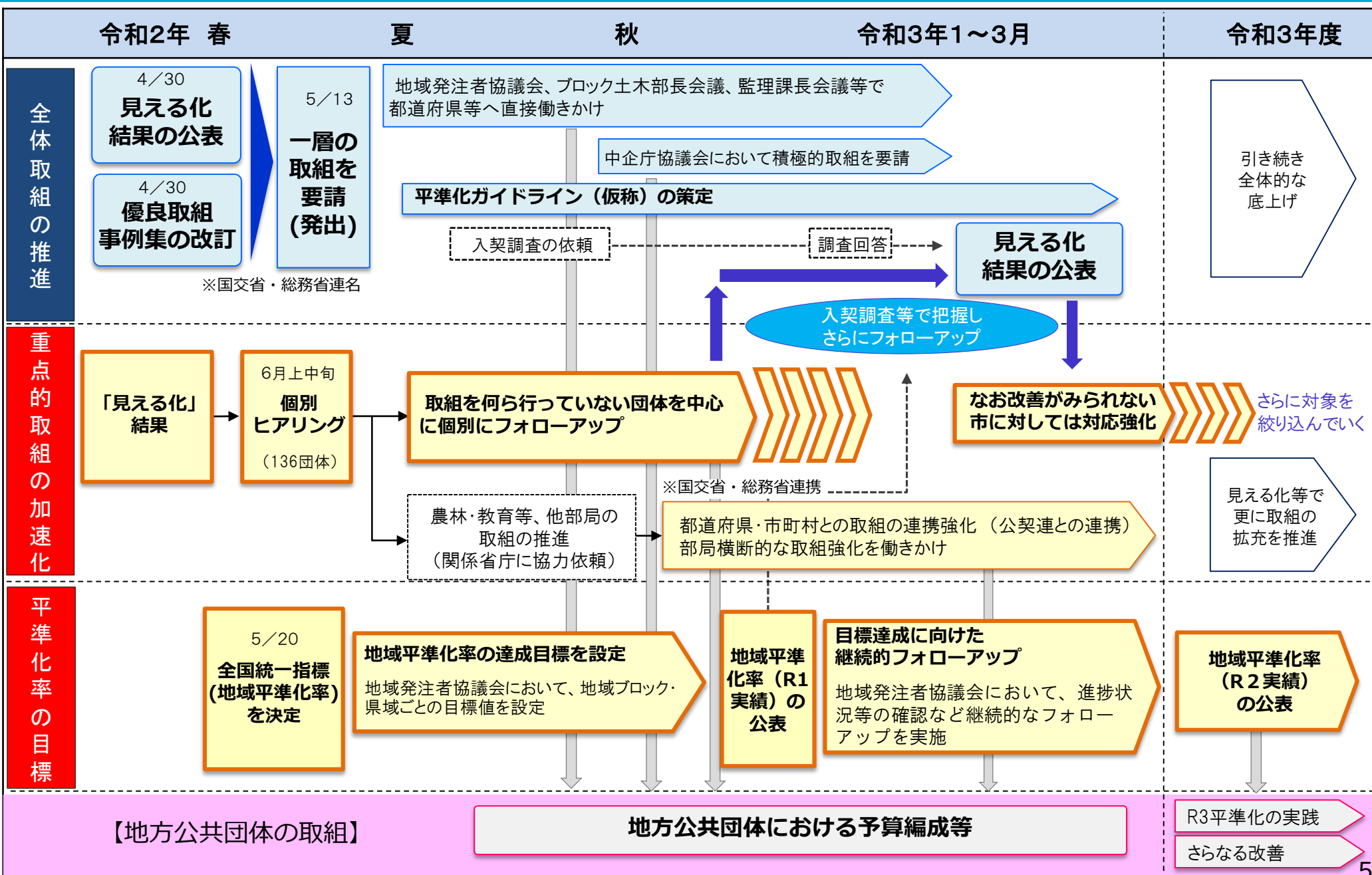
- 様々な連携の枠組みを活用し、引き続き、様々なレベルで働きかけ・周知を行い、全体的な取組の底上げ
 - ・地域発注者協議会（全国10ブロック）や、地域ブロック土木部長会議（全国8ブロック）を開催し、改正運用指針に基づく平準化の取組や市町村への指導を直接働きかけ
 - ・ブロック監理課長等会議（全国8ブロック）や、全国都道府県財政課長等会議等においてゼロ債務負担行為等の設定をはじめ、更なる取組を直接働きかけ
- 地方公共団体の優良事例を周知し、取組を水平展開（「さしすせそ事例集」を活用しつつ、内容を拡充して「平準化ガイドライン」（仮称）を策定）

平準化率の目標と重点的取組の加速化

- 地域発注者協議会（全国10ブロック）において、新たに全国统一指標とした「地域平準化率」の達成目標を設定し、進捗状況等を公表
 - ・地域ごと（地域ブロック単位、県域単位）にそれぞれ目標値を設定し、進捗状況等を公表
 - ・管内市町村に対して、地方整備局・都道府県が中心となって平準化率等の改善に向けて直接に各レベルから指導・働きかけ
- 平準化の取組を何ら実施していない人口10万以上の市を中心に、個別の事情等を踏まえつつフォローアップ
 - ・136団体への個別ヒアリングの結果、依然として平準化に係る取組を何ら実施していない7団体を中心に、国土交通省と総務省が連携し、地方公共団体の予算編成のタイミングに合わせて直接働きかけを行い、個別理由を聴取しながら、改善を促進
 - ・それでも改善がみられない団体に対しては、国交省による自治体への個別訪問などを含め、対応を強化

※ 農林部局や教育など、自治体における土木部門以外の部局の事業に係る平準化の促進に向けて、関係省庁に対して協力依頼（通知）

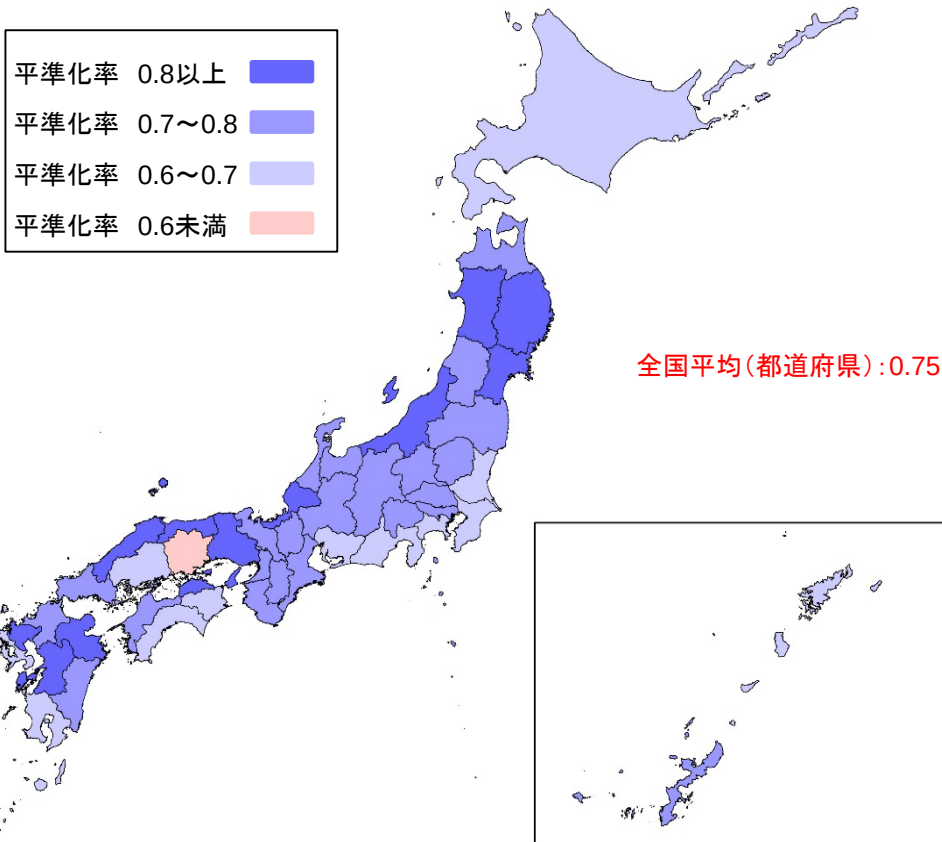
令和2年度 平準化の加速化に向けたロードマップ



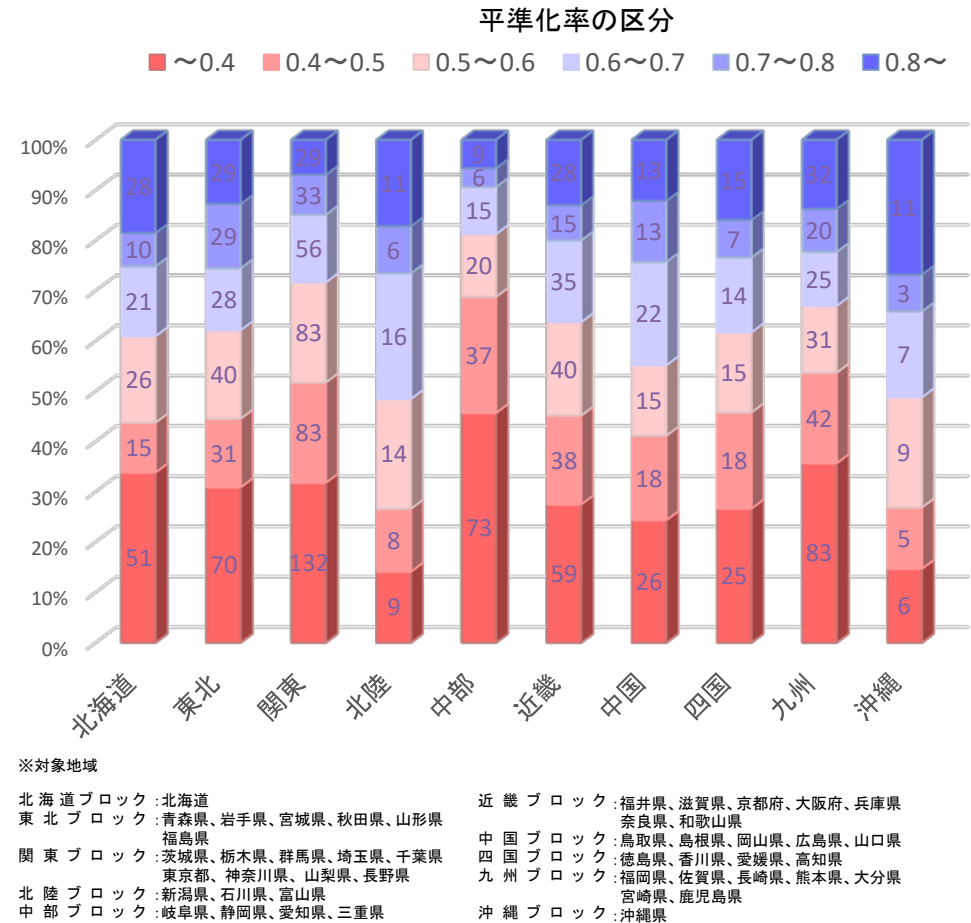
多く聞かれた課題	当面の対応
財政部局・議会の理解	○ 優良事例集を改訂し、繰越や債務負担等の取組が進んでいる事例について、設定割合や議会承認時期等を具体的に明示して周知(4月末に措置済み) ○ 引き続き、全国都道府県財政課長等会議等において、財政部局に働きかけるなど、国土交通省と総務省で連携した取組を継続 ○ 事例集の内容を拡充し「平準化ガイドライン(仮称)」を策定し、よりわかりやすくノウハウや実務的な手引きを提供
交付金等の決定時期が遅い	○ R2年3月31日付で、社会資本整備総合交付金に係る早期着手交付申請の活用等について、都道府県等に対して通知(今年1月のヒアリングを受けて措置済み) ⇒ 今後、ブロック監理課長会議で都道府県による活用方針等を聴取
事業部局や他部局との連携	○ 農林部局や教育など、自治体における土木部門以外の部局の事業に係る平準化の促進に向けて、関係省庁に対して協力依頼(通知)
小規模な工事の実態把握	○ 市町村については小規模な工事の実態を把握できるよう調査方法を工夫
技術職員のノウハウや人員の不足	○ 事例集の内容を拡充し「平準化ガイドライン(仮称)」を策定し、ノウハウ等を提供(再掲) ○ 小規模な自治体をはじめ、自治体自ら平準化の実態を把握・管理できるよう、入契調査に当たって簡易な工事实績集計のための統一フォーマットを提供する方針
地域特有の事情	○ 「平準化ガイドライン(仮称)」の策定に当たって、地域特有の事情に対応するために実践されているさまざまな工夫やノウハウについても事例を収集して掲載・提供(再掲)
その他(市町村との連携)	○ 入契調査の結果を踏まえ、市町村への直接働きかけを強化するため、都道府県公契連と連携した取組を強化(ブロック監理課長会議で申し合わせ。都道府県公契連総会等で地域ごとの特徴や課題を示しつつ、直接、市町村に対して国から改善等の働きかけや理解促進を行う推進体制を整備)

- 入契調査等を踏まえ、他の団体との比較を通じ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、全ての地方公共団体について、平準化率の数値と具体的な取組状況を「見える化」して公表

都道府県の平準化率の状況



各地域における平準化率別の市区町村の構成割合



※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点: 令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

- 「見える化」では、全ての地方公共団体におけるゼロ債務負担行為や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的な取組状況をデータ化して公表
- 平準化に関する取組は都道府県・指定都市では一定程度進展してきており、今後は、特に人口10万以上の市を中心に、都道府県等をはじめ優良な事例等を周知しつつ、取組の改善と充実を促していくことが重要

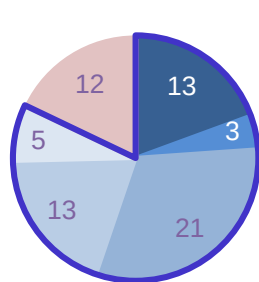
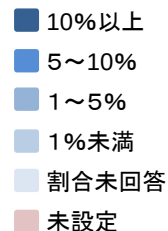
都道府県・指定都市

全67団体

人口10万以上

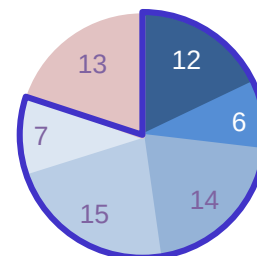
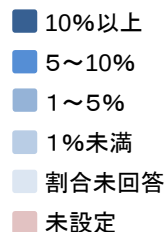
全262団体(市区)

工期1年未満の工事における
債務負担行為の設定



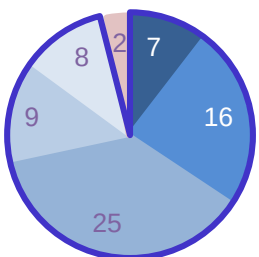
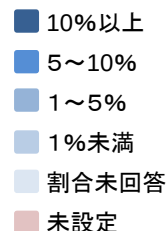
※人口10万未満の市区町村においては実施291団体(約20%)

柔軟な工期の設定



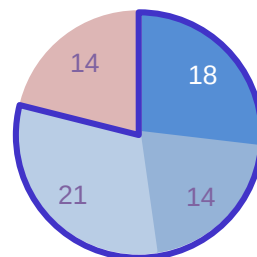
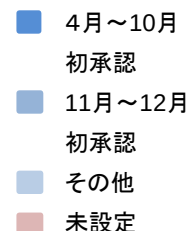
※人口10万未満の市区町村においては実施198団体(約14%)

ゼロ債務負担行為の設定



※人口10万未満の市区町村においては実施126団体(約9%)

速やかな繰越手続の実施



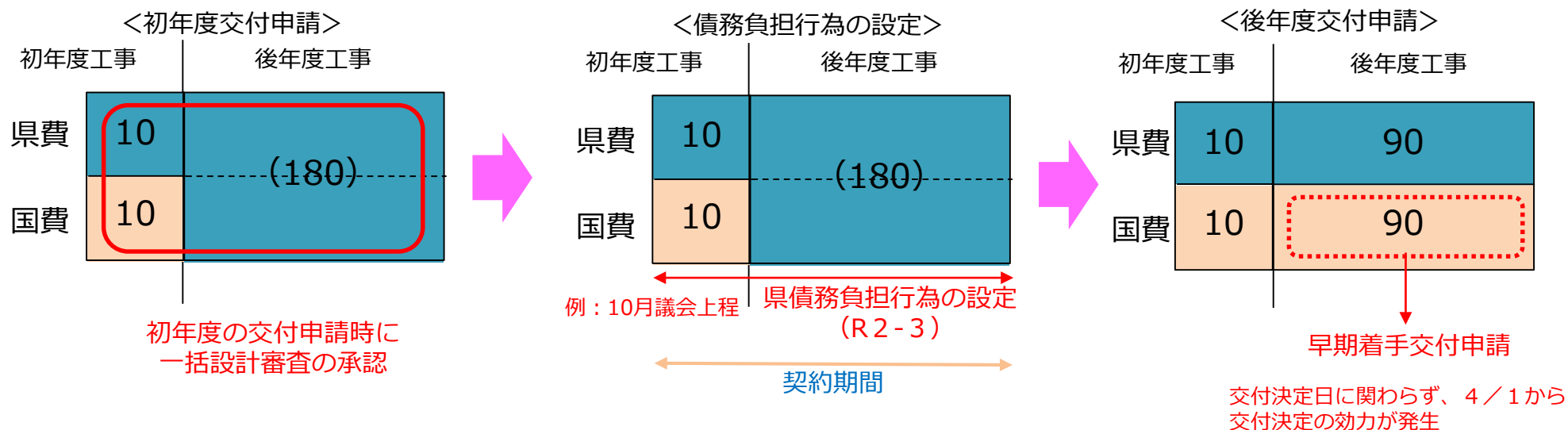
※人口10万未満の市区町村においては実施479団体(約33%)

○社会資本整備総合整備計画に係る交付金事業については、地方公共団体による債務負担行為の設定（H28.2通知）のほか、**早期着手交付申請**や**一括設計審査**を実施することが可能。

○たとえば、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することは、切れ目ない事業執行のみならず、施工時期の平準化に資する

初年度の交付申請時に
一括設計審査の承認を受けて交付決定

一括設計審査の承認を受けた事業について債務負担行為を設定し、
後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用



(参考) 一括設計審査

○交付金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、2か年以上にわたる工事については、初年度にまとめて設計審査を受けることが可能

(参考) 早期着手交付申請

○真にやむをえない理由がある場合には、交付決定日に関わらず、その効力を4月1日から生じさせることが可能

(例) ・一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業
・適正工期の確保のため早期着手が必要な事業 等